

目 次

第1章 手続の概要

1	はじめに	2
2	手続の特徴	2
3	基本的な手続の流れ	2
	〈図〉 手続の基本的流れ	3

第2章 訴え提起前の和解手続

1	管 轄	9
	(1) 管轄（原則）	9
	(2) 合意管轄	9
	【書式1】 管轄合意書	11
	(3) 管轄が認められない場合	11
2	申立て	12
	(1) 申立ての方式	12
	(2) 申立書の記載事項	13
	(A) 申立書の構成等	13
	【書式2】 訴え提起前の和解申立書	13
	(B) 申立書の本体部分	16
	(C) 当事者目録	19
	(参考1) 国について指定代理人がいる場合の記載例	20
	(参考2) 代理人による申立ての場合の記載例	22
	(D) 和解条項案	23
	(E) 物件目録	23

(3) 申立てに必要なとなる附属書類等	23
(A) 申立書副本	23
(B) 資格証明書（登記事項証明書等）	23
(C) 代理委任状	24
(D) 管轄合意書	24
(E) その他	24
(4) 当事者目録等の写しの提出	25
(5) 申立手数料等	25
(A) 申立手数料	25
(B) 郵便切手	25
3 和解申立ての要件（申立ての適否）	26
(1) 和解の対象	26
(2) 訴訟係属中の和解の申立て	27
(3) 争いの存在	27
4 申立書の受付	29
5 申立ての効果	29
(1) 実体法上の効果	29
(2) 訴訟法上の効果	29
6 申立ての審査	29
(1) 形式的要件の審査	29
(2) 実質的要件の審査	30
7 補正の促し等	32
(参考3) 検討依頼書	33
【書式3】 訂正申立書	34
8 申立ての補正・却下	35
(参考4) 申立ての却下決定例	35
9 申立ての取下げ	36
【書式4】 申立ての取下書	37

(参考5) 取下通知書	37
10 和解期日の準備——期日の指定と呼出し	38
(1) 期日の指定	38
【書式5】 和解期日の指定に関する上申書	38
(2) 期日の呼出し	39
(A) 申立人に対する呼出し	39
(B) 相手方に対する呼出し	39
【書式6】 期日請書	40
(参考6) 和解期日呼出状	40
【書式7】 代理人許可申請書	41
11 和解期日の手続	43
(1) 期日における手続	43
(A) 場所および公開の有無	43
(B) 出頭当事者等の同一性の確認	43
(C) 代理権の確認	44
(2) 和解手続の実施	44
(3) 和解成立	45
(参考7) 和解調書	46
(4) 和解調書正本の送達	47
(5) 和解調書の更正	47
(A) 更正の対象となる事項	47
(B) 更正の手続	48
【書式8】 更正決定申立書	48
(参考8) 更正決定	49
12 和解期日の結果	49
(1) 当事者が出頭した場合の手続	49
(A) 和解成立	50
(B) 期日の続行	50

(参考9) 和解期日を続行する場合の調書の記載例	51
(C) 和解不成立	51
(参考10) 和解不成立の場合の調書の記載例	51
(2) 当事者が不出頭の場合の手続	51
(A) 和解不成立の擬制	51
(参考11) 和解不成立擬制の場合の調書の記載例	52
(B) 期日の延期	52
(参考12) 延期の場合の調書の記載例	53
(C) 和解申立ての取下擬制	53
13 和解不成立と訴訟移行の申立て	54
(1) 訴訟移行の申立て	54
(参考13) 訴訟移行の場合の調書の記載例	55
(2) 受付・手数料	55
(3) 移行後の手続	55
14 和解の効力を争う手続	56
(1) 請求異議の訴え	57
(A) 異議事由	57
(B) 管轄裁判所	58
(C) 執行停止	58
(2) 和解無効確認の訴え	58
(A) 無効事由	58
(B) 管轄裁判所	58
(C) 執行停止	58
15 (参考) 強制執行のための準備	58
(1) 執行文の付与	59
【書式9】 執行文付与申請書	59
(2) 送達証明書	59
【書式10】 送達証明申請書	60

【書式11】 受書	60
-----------	----

第3章 和解条項

1 和解案作成までの流れ	64
2 和解案作成にあたっての一般的な留意事項	65
(1) 和解案全般	65
(2) 和解条項の分類	66
(A) 実体法上の効力を生ずるか否かによる分類	66
(B) 効力条項の分類	66
3 金銭請求事件における和解条項の記載例	69
(1) 確認条項——金銭の支払義務の確認	69
(A) 貸金	69
(B) 売買代金	70
(C) 保証債務金	70
(D) 請負代金	70
(E) 交通事故に基づく損害賠償金	71
(F) 連帯支払いを合意する場合	71
(G) 和解金・解決金名目で和解をする場合	72
(2) 給付条項——具体的な金員の支払いの合意	72
(A) 基本的なパターン	72
(B) 支払いの対象となる金員	73
(C) 支払方法	73
(D) 和解の席上で支払いをする場合（現認証明条項）	74
(E) 連帯支払いを合意する場合	75
(3) 期限の利益喪失条項	75
(A) 基本的なパターン	75
(B) 条項を設ける意味	76

(C) 期限の利益喪失の要件	76
(D) 期限の利益喪失の効果	77
(E) (参考) 1回払いを前提として、支払遅滞後の遅延損害金の 支払いを合意する場合	79
(4) 分割金の充当方法を合意する場合	80
(5) 支払義務の一部免除を合意する場合	80
(6) 相殺の合意をする場合	81
(7) 再度の和解をする場合	84
(8) 清算条項	84
(9) 費用負担条項	84
4 建物賃貸借契約の終了を前提とする和解条項の記載例	85
(1) 賃貸借契約の終了を合意・確認する条項	85
(A) 合意解除をする場合(形成条項)	85
(B) すでに終了済みであることを確認する場合(確認条項)	87
(C) 建物の明渡義務があることを確認する場合(確認条項)	89
(2) 賃貸借契約終了後の明渡猶予期間について合意する場合 (形成条項)	89
(3) 建物の明渡しについて合意する場合(給付条項)	90
(A) 基本形	90
(B) 引換給付の場合	93
(C) 立退料の支払いを受けてから一定期間が経過した後に建物の 明渡義務が発生する場合	95
(4) 明渡猶予期限の利益喪失条項	95
(5) 明渡期限を遅滞した場合のペナルティに関する合意をする場合	97
(A) 明渡期限を遅滞した場合に一定額の違約金の支払いについて 合意する場合①——明渡期限が固定されている場合	97
(B) (明渡期限までに明け渡したときは未払賃料について免除す るが) 明渡期限を遅滞した場合には未払賃料および賃料相当損	

害金の支払いについて合意する場合	99
(C) 明渡期限を遅滞した場合に一定額の違約金の支払いについて 合意する場合②——明渡期限が変動する場合	99
(D) (参考) 遅延損害金の起算日の記載方法	101
(6) 未払賃料等の支払いを合意する場合	102
(A) 支払義務があることの確認(確認条項)とその支払いを合意 する場合(給付条項)①——既発生分のみを対象とする場合	102
(B) 支払義務があることの確認(確認条項)とその支払いを合意 する場合(給付条項)②——和解成立時点の確定分について支払 義務の確認をしたうえで、将来分についても支払いを合意す る場合	104
(C) 支払義務があることの確認(確認条項)とその支払いを合意 する場合(給付条項)③——将来発生分まで含めて支払義務の 確認をしたうえで、その支払いを合意する場合	105
(D) 支払義務があることの確認(確認条項)とその支払いを合意 する場合(給付条項)④——将来発生分について支払義務の確 認をしたうえで、その支払いを合意するが日割り計算をしない 場合	108
(E) 支払方法だけを合意する場合——確認条項を設けず、給付条 項だけを合意する場合	111
(F) 建物明渡期限後の損害金の支払いを合意する場合	111
(G) 明渡猶予期間中の損害金と明渡期限後の損害金の支払いをま とめて合意する場合	111
(7) 未払賃料等の支払いを遅滞した場合のペナルティに関する合意 をする場合	111
(A) 未払賃料等の支払い(分割払金)を遅滞した場合に、期限の 利益を失わせる場合	112
(B) 未払賃料等の支払い(分割払金)を遅滞した場合に、建物明	

渡猶予期限の利益を失わせる場合	113
(C) 未払賃料等の支払い（分割払金）を遅滞した場合に、分割金の期限の利益および建物明渡猶予期限の利益の両方を失わせる場合	115
(D) 未払賃料の支払い（分割払金）を遅滞した場合に、建物明渡猶予期限の利益を失わせるだけでなく、一定額の違約金の支払いについても合意する場合	116
(E) 未払賃料および賃料相当損害金の支払い（分割払金）を遅滞した場合に、建物明渡猶予期限の利益を失わせるだけでなく、賃料相当損害金に一定額の違約金を付加して支払うことを合意する場合	117
(8) 建物の明渡義務を履行した場合の未払賃料等の支払義務を免除する場合（形成条項）	118
(A) 和解が成立した段階で、確定的に未払賃料等の支払義務を免除する場合	118
(B) 明渡期限どおりに明渡義務を履行した場合に未払賃料等の支払義務を免除する場合	118
(C) 明渡期限どおりに明渡義務を履行し、かつ、未払賃料等について一定額の支払いをした場合に、その余の未払賃料等の支払義務を免除する場合	121
(9) 敷金の返還を合意する場合	121
(A) 建物明渡し後に返還する場合	121
(B) 明渡期限から一定の期間を経過した日を敷金の返還期限とする場合	122
(C) 明渡しの完了後一定期間をおいて返還する旨を合意する場合	122
(D) 建物明渡しと引換給付にする場合	122
(E) 敷金の一部を建物明渡しの前に返還し、残額は明渡しと引換えにする場合	123

(F) (参考) 敷金の返還を放棄する場合	123
(G) (参考) 返還すべき敷金がないことを確認する場合	124
(H) (参考) 敷金の充当関係についても合意する場合	124
(I) (参考) 敷金の返還——(和解の対象とはせずに、当事者間で の) 別途協議とする場合	125
(10) 立退料の支払いに関する条項	125
(A) 建物の明渡しと引換えに立退料を支払う場合	126
(B) 建物の明渡し前に立退料を支払う場合	127
(C) 立退料を分割払いとする場合	127
(D) 建物の明渡時期によって立退料の支払額を変更する場合	129
(E) 建物の明渡しを遅滞した場合に、立退料の支払いを請求しな い旨の合意をする場合	130
(F) 賃料相当損害金の支払いを遅滞した場合に、立退料の支払い を請求しない旨の合意をする場合	130
(G) 立退料を請求しない場合	132
(H) 立退料の支払いが遅れた場合に遅延損害金の支払いを付加す る場合	132
(I) 立退料と未払賃料とを相殺する場合	133
(11) 残置動産に対する所有権放棄条項	133
(12) 不作為義務等について合意する場合	135
(A) 占有移転の禁止を合意する場合	135
(B) 占有移転の禁止に加えて、増改築や模様替え等の禁止も合意 する場合	136
(C) 違反の対象となる行為を別項とする場合	136
(D) 一定の禁止行為を合意するものの、事前の承諾を得ることに より、禁止行為を解除することを合意する場合	137
(E) 相手方の経済的な信用状態も念頭において禁止事項を定める 場合	138

(F) 道義的合意として不作為義務等を定める場合	139
(13) 水道料金の支払いについて合意する場合	139
(14) その他の条項	140
(15) 清算条項	142
(16) 費用負担条項	143
5 建物賃貸借契約の存続を前提とする和解条項の記載例	144
(1) 賃貸借契約が存続していることを確認する条項	144
(2) 賃料の支払いを合意する場合	146
(A) 支払義務があることの確認（確認条項）とその支払いを合意する場合（給付条項）	146
(B) 支払方法だけを合意する場合——確認条項を設けず、給付条項だけを合意する場合	147
(3) 賃料の支払いを遅滞した場合のペナルティに関する合意をする場合	148
(A) 賃料の支払いを遅滞した場合に分割金の期限の利益を失わせる場合（過怠条項）	148
(B) 賃料の支払いを遅滞した場合に賃貸借契約を解除する場合	148
(4) 賃料の支払いを遅滞したことにより賃貸借契約が解除された場合のペナルティに関する合意をする場合	150
(5) 未払賃料の支払義務を免除する場合	150
(6) その他の条項	152
(7) 清算条項	153
(8) 費用負担条項	154
6 その他の和解条項の記載例	154
(1) 土地の明渡しに関する和解条項の記載例	154
(A) 土地の明渡しにつき将来設置される同土地上の建物等の取去を合意する場合	154
(B) 建物等の設置についての不作為義務の給付条項を定める場合	155

(2) 売買に基づく所有権移転登記手続を合意する場合の記載例	155
(3) 供託金に関する和解条項の記載例	155
(A) 供託者による取戻請求の合意をする場合	155
(B) 被供託者による還付請求の合意をする場合	156
著者紹介	157

《実務ノート》目次

○和解事件における利用上の留意点	4
○管轄合意書の記載事項等	10
○和解事件と応訴管轄	12
○和解事件の申立人	12
○請求の原因および争いの実情を記載する場合の基本的な考え方	18
○相手方に訴訟代理人がいる場合の留意事項	22
○和解事件における申立手数料	25
○和解事件の申立書等のチェックリスト	26
○争いの存在についての実務の取扱い	28
○一般的な審査事項のポイント	30
○個別事件ごとの審査事項のポイント	30
○和解期日の進行シナリオ	44
○和解調書正本の送達申請	47
○実務における和解調書の更正の考え方	48
○期日を続行する場合	50
○和解の成立が難しい場合の申立人の対応	51
○和解不成立の擬制に対する実務の考え方	52
○期日の延期に対する実務の考え方	52
○訴訟移行の申立ての実情	54
○訴訟移行後の口頭弁論	56
○和解成立とこれを争う手続についての実務の考え方	57